INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS NEWSLETTER

WENPING Since 1949

# パットワールド®
PATWORLD

有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー
〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目６番７号
ウンピン神田ビル８階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

Ｖｏｌ．６９ ２０１０年１１月２４日

## 中台間の優先権主張の受理について

記

今般、台湾特許庁（経済部知的財産局）は、中台間知的財産権保護協定の発効に伴い、２０１０年１１月２２日以降の台湾特許（実用新案登録・意匠）出願及び台湾商標登録出願においては、当該協定の発効日である２０１０年０９月１２日以降の中国出願に基づく優先権主張を認めることを２０１０年１１月１９日付で公表しました。

同様に、中国特許庁（国家知識産権局）も中国出願において台湾出願に基づく優先権主張を認めることを２０１０年１１月１５日付で公表しました。また、中国出願においては、その出願人が優先権主張の基となる出願における出願人と異なる場合は、別途証明書面（例えば、優先権譲渡書など）の提出を要することが台湾出願に基づく優先権主張の場合にも適用されます。

以上